

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、国内外すべてのビジョングループ社員が共有する「心」と「行動」の拠り所として、経営理念「愛」および社是「愛を生むは愛のみ」のもと、「使命」「基本となる価値観」「行動原則」「ビジョン」からなる「Pigeon Way」を下記のとおり定めております。

「Pigeon Way」とは単なるスローガンではありません。当社では、社員一人ひとりが「Pigeon Way」を強く意識し、行動していくことで、成果としての「企業価値」向上につながり、その「企業価値」は「社会価値」と「経済価値」で構成されるものと考えております。「社会価値」の向上においては、対象顧客に対してソリューションや新しい価値を提供することで喜びと幸せをもたらす、「社会の中でなくてはならない存在になること」等で、その実現を目指しており、一方「経済価値」の向上においては、効率的かつ戦略的にフリーキャッシュフローを将来にわたって増やし続けること等で、その実現を目指しております。

このような考えに基づき、当社ではコーポレート・ガバナンスについて「株主の皆様をはじめお客様・従業員・取引先・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と定義づけ、その目的を「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため」としております。

その定義に則った「仕組み」を今後もさらに強化していくことで、コーポレート・ガバナンスを継続的に充実させ、「企業価値」のさらなる向上を目指してまいります。

< Pigeon Way >

経営理念 「愛」

社是 「愛を生むは愛のみ」

使命 「愛」を製品やサービスの形にして提供することによって、世界中の赤ちゃんのご家族に喜び、幸せ、そして感動をもたらすこと

基本となる価値観 誠実
コミュニケーション・納得・信頼
熱意

行動原則 迅速さ
瞳の中にはいつも消費者
強い個人によるグローバルコラボレーション
主体性と論理的な仕事の仕方
積極的な改善・改革志向

ビジョン 世界中の赤ちゃんのご家族に最も信頼される育児用品メーカー
“GlobaNumber One”

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、実施しておりますが、以下項目については実施に向けて検討中の項目としてご報告します。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たったの方針と手続

< 経営陣幹部の選解任方法 >

経営陣幹部の選解任は、代表取締役が、候補者の経験、見識、人格などに加え、ビジョングループ企業価値向上への貢献度合いを総合的に勘案し、社外取締役の意見も考慮したうえで、取締役会に諮り決定しております。

今後におきましては、より客観的な視点からの選解任基準を明確にする検討をしております。

< 取締役候補の指名方法 >

取締役候補の指名は、候補者の経験、見識、人格などを総合的に勘案して代表取締役が推薦し、取締役会で決定したうえで株主総会に付議しております。

< 監査役候補の指名方法 >

監査役候補については、取締役会が推薦する候補者を監査役会において審議し、監査役会の同意を得たうえで株主総会に付議しております。社外監査役には公認会計士や弁護士等の財務や法務など企業活動に対する見識豊富な人材を候補者としております。

(補充原則4 - 1 - 3)

最高経営責任者(CEO)等の後継者計画については、経営陣幹部に対し、最高経営責任者等に求められる役割、責務を十分に理解する研修の機会を提供しております。

経営陣幹部候補の社員に対しては、次世代経営者育成選抜研修を実施しており、早期からの人材育成を目指しております。

最高経営責任者の後継者候補に関しては、代表取締役が推薦し、客観的な視点を加味するため、社外取締役とも意見交換を積極的に行ったうえで決定しております。今後におきましては、その基準をより明確にするための方策を検討してまいります。

(補充原則4 - 3 - 2)

CEOの選解任は、現状、取締役会に一任しておりますが、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任してまいります。

(補充原則4 - 3 - 3)

CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための判断は現状取締役会に一任しております。今後、客観性・適時性・透明性ある手続を検討してまいります。

(補充原則4 - 10 - 1)

取締役の報酬に関しては、役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とし、かつ、委員長を独立社外取締役とする任意の報酬委員会を設置し、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき審議し、取締役会に対して助言・提言を行うこととしました。経営陣幹部・取締役の指名に係る任意の独立した諮問委員会は設置しておりません。今後は、客観性・適時性・透明性ある手続を検討してまいります。

(補充原則4 - 11 - 3)

当社における取締役会のあり方や運営方法をより良い方向に改善していくために、社外取締役からの意見・助言等を聞く機会を設けて反映するようにしており、現状、取締役会においては社外取締役および社外監査役を含めた取締役会出席者による活発な議論を行っております。なお、アンケートや第三者評価を含め、当社における取締役会の実効性評価の適切な実施方法および評価基準に関して引き続き検討を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 株主の権利・平等性の確保について

(基本原則1)

当社は、基本的な考え方に基づき、ステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)のそれぞれの信頼を獲得し、企業として持続的成長の実現を目指します。そのために、国内外のすべての株主の皆様へ平等かつ透明性を確保した情報開示を行い、株主の皆様が権利行使できる環境整備を行うとともに、対話を重視することで相互理解を深めることに努めます。

(原則1 - 1 株主の権利の確保)

対話を重視し株主の皆様との相互理解を基本としたうえで、取締役会は株主総会への上程議案を提案しておりますが、会社提案議案に対して相当数の反対票が入った場合は、反対票を投じた株主の方を調査し、至った原因・理由を分析し、その考え方の理解、改善に向けた努力を行います。

(原則1 - 2 株主総会における権利行使)

株主総会は最高意思決定機関であるとともに、株主の皆様との建設的な対話の場であるとの認識のもと、株主の皆様が十分な権利行使期間を確保し、適正に権利行使できる環境を整備するとともに、また、株主の皆様が出席しやすくなるように日程および開催場所等を決定し、環境を整備しております。具体的には、以下の取り組みを行っております。

・招集通知は、グラフやUDフォントの利用などによってより見やすく、また平易な説明を行うよう努めております。

・株主総会会場においては、より出席しやすい環境整備として臨時託児所の設置、手話によるサポート等、株主の皆様の声を反映した運営を行っております。

・株主の皆様における議案の十分な検討期間の確保を目的として、招集通知を株主総会開催日の3週間前に発送するとともに、招集通知の発送に先立ち、その内容を日本語および英語にて株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)、議決権電子行使プラットフォーム、当社ホームページにおいて、株主総会開催日の1か月前程度前に開示しております。

・当社の海外投資家および機関投資家比率を鑑み、議決権行使の利便性確保のため、インターネットによる議決権行使や議決権電子行使プラットフォームを利用しております。

・信託銀行等の名義で当社株式を保有する投資家が株主総会に出席することを希望する場合には、議決権の行使は認めないものの、あらかじめ所定の手続を経たうえで、株主総会会場内での傍聴を認めることとしております。なお、所定の手続につきましては当社ホームページにおいて開示しております。

(原則1 - 3 資本政策の基本的な方針)

当社のビジネスモデルはスリムな資産で効率的に収益を産み出すモデルとなっておりますことから、外部からの調達に大きく依存することなく、現在の資本構成で将来的なグループ事業の成長に対しても充分対応できるものと考えております。

当社は第6次中期経営計画において、その算出方法も開示したうえでWACCを5%と設定し、その自社の資本コストを大きく上回るPVA(Pigeon Value Addedと称する経営指標)、ROIC(投下資本利益率)、ROE(自己資本当期純利益率)の高い目標値を設定し、実現に向けて具体的な施策を実行し、半期ごとの決算説明会にてその進捗を開示しております。特に運転資本の効率化・削減については、CCC(現金循環化日数)の目標を掲げ、グループ全体でその達成に邁進しております。またWACC5%においては、投資案件のハードルレートのベースとして活用しております。

配当政策につきましては、第6次中期経営計画におきまして、3年間の営業キャッシュフロー目標を約460億円とし、その内約200億円を成長のための設備投資や戦略的M&A等に活用することを目指す一方で、財務基盤の安定化を図りつつ、株主の皆様へ積極的な利益還元を行うことを基本方針とし、各営業期における前期比増配および連結総還元性向55%程度とすることを掲げております。

(原則1 - 4 政策保有株式)

当社における政策保有に関する方針は、以下のとおりです。

1. 当社は、政策保有株式については、良好な関係構築と協働による安定した企業運営を実現し、当社グループにとっての企業価値向上の視点から合理的に判断したうえで保有しております。

なお、本報告書提出日現在、当社が政策保有株式として保有する国内上場株式は2銘柄(平成30年1月末貸借対照表計上額88百万円)のみであり、前事業年度平成30年1月末時点の4銘柄から縮減しています。

2. 政策保有株式は、投資額の時価を算定し、個別銘柄ごとに保有に対する検討を行い、有価証券報告書の開示内容として取締役会の承認を得ます。

3. 当社グループは投資先の経営方針を尊重しつつ当社グループの企業価値向上の観点から議案を検討し、議決権の行使を行います。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

利益相反の監督は、社外取締役が期待される典型的な役割・機能であると理解しております。当社では、会社と主要株主との重要な取引、会社と役員との競業取引、利益相反取引(自己取引および間接取引)および関連当事者間の取引の有無を半年ごとに取締役および監査役に直接確認し、当該内容は取締役会に報告されております。また、取締役会規則において、実際に取引を行うためには取締役会における決議が必要であ

る旨定めております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協議

(基本原則2)

当社では、各種経営指標を向上させるだけでなく平成26年3月に策定した「Pigeon Way」をもとに、世界中の社員が経営理念や価値観、行動原則というぶれない軸を正しく理解・共有し実務に反映させることを推進しております。特に、「誠実」、「コミュニケーション・納得・信頼」、「熱意」という「基本となる価値観」に基づきステークホルダーとの適切な協議、相互理解に努めております。

(原則2 - 3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

「Pigeon Way」の「使命」における、「愛」を製品やサービスの形にして提供することによって、世界中の赤ちゃんのご家族に喜び、幸せ、そして感動をもたらすことに基づき、事業を通じて社会や対象顧客に対し問題解決や新しい価値を提供することで、喜びと幸せをもたらす、社会の中でなくてはならない存在となることはもちろん、地域社会の皆様との良好なコミュニケーションを通じて、信頼感を醸成し共存共栄の実現に努めております。また、環境に関しては、省エネ法・温暖化対策推進法などの法令遵守はもちろん、省エネ体制の整備、具体的な取り組みを行い、また、生活用品メーカーとして使用中はもちろん、使用後の商品廃棄においても地球環境に悪影響を与えないよう、原材料、素材等を選定する段階から十分配慮した多くの環境配慮型商品を取り揃えています。

具体的には、以下の取り組みを行っております。

- ・産院のNICU(新生児専用集中治療室)での共同研究に取り組み、「低出生体重児用乳首」、「弱吸嚙用乳首」、「口唇口蓋裂児用哺乳器」など、低出生体重児や障害をもつ赤ちゃんの体への負担を最小限にしながら母乳やミルクをしっかり哺乳できる専用商品を開発しています。
- ・直接、間接的な温室効果ガス排出量を特定し、当社グループにおける各工場にて算出し削減に努めていた温室効果ガス排出量をグループ共通の算式に統一し、CO2削減・節電に向けた管理体制を強化しております。
- ・当社商品の原材料については、例えば天然ゴムは一切使用せず、すべてケイ素、シリカゲルから作られるシリコンゴムを使用するなど持続可能な資源の利用に努めております。
- ・原料、素材の選定は人体に影響のない食品添加物をベースにするなど非常に厳格かつ慎重に行うとともに、またボディソープなどの液体・洗剤については、生産活動に関する汚染源、廃棄物を特定し、ゴミの廃棄量ならびにゴミ焼却炉の稼働時間の削減にも努めるなど、汚染の予防にも努めております。
- ・当社グループとして、ISO-14001(環境マネジメントシステム)の取得を推進しております。
- ・昭和61年より開始している「ビジョン赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」による植樹活動を、親子の一生の思い出作りのお手伝いをするのみでなく、地域社会との関係構築、森林保護による環境保全のための活動として継続しております。
- ・授乳期のママと赤ちゃんに携わるさまざまな専門家とともに、授乳期の課題とソリューションを考える「ビジョンにっこり授乳期研究会」を発足し、「より多くの赤ちゃんが健康に育ち、より多くのママが子育てに幸せを実感できることを大切に社会を目指す」ことを理念として、活動を行っております。
- ・「ビジョン奨学財団」を設立し、誰もが安心して出産し、子育てができる社会の実現とお母さんと赤ちゃんの健やかな生活、成長の一助となることを目指して、将来新生児科、小児科または産科を志す学生(国内の総合大学医学部または医科大学で医学を専攻する学生)に対して返済の必要のない奨学金を支給する活動を行っております。
- ・中国において、平成20年の四川大地震で被害にあった小学校への支援をきっかけに、教育環境の整っていない地域への学校の建設・寄贈を行っており、今後も1年に1校の学校の寄贈を計画しております。

(原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

当社グループは、「企業価値は、社会価値と経済価値で構成される」としており、より質の高い商品を世に送り出すためには、社員が働きやすい環境下にいることが大事であり、社員を大切に出来なければ事業による成功はないと考えております。そのために、社員が当社グループで働くことを誇りに思い、そして永く働きたいと思える働きがいのある会社を目指し、企業倫理指針においても「いかなるときも社員の人権・個性を尊重し、差別のない平等な評価による自己表現の場を提供する」と掲げ、以下の取り組みを行っております。

- ・社員にとって働きやすい環境整備のための仕組みや制度の充実のほか、より働きやすい職場の風土づくりに努め、能力開発・訓練・実習への参画機会を提供しております。特に、「ビジョンにっこり授乳・さく乳室Lactation Lounge(ラクテーションラウンジ)」の設置、「在宅勤務制度」や不妊治療を目的とした休暇および休職制度「ライフ・デザイン休職」など仕事と育児の両立を支援する制度や設備の充実に注力し、女性が活躍できる環境の整備に取り組んでおります。加えて、男性社員にも積極的な育児参加を促すため、男性社員の育児休業取得促進を目的に1カ月間有給での育児休職を取得することができる制度「ひとつきいっしょ」を設け、育児を語る社員育成を目指しております。
- ・従業員の長時間労働の抑制とワークライフバランスを推進すること、さらには労働生産性を向上させることを目的に、「19時退出(退社)ルール」「ノー残業デー(週1日)」などの施策を実施しております。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、社員の資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しており、当社の財政状況が将来の年金運用成績の影響を受けることはありません。また、社員の資産形成を支援するため、入社する全正社員に対して運用機関、運用商品の特徴と選定方法を説明し、Eラーニングを通じて資産運用に関する教育を実施しております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

(基本原則3)

株主・投資家の皆様に適時、的確かつ公平な情報を提供するため、ディスクロージャー・ポリシーを定めております。当社は東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠し、重要な情報を迅速に開示するほか、当社グループを理解していただくために有効な情報につきましても積極的に開示してまいります。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(1) 経営理念、社是、経営戦略、経営計画など

・経営理念・社是

上記の「基本的な考え方」をご参照ください。

・経営戦略・経営計画

当社ホームページにおいて第6次中期経営計画を公表しております。当社ホームページをご参照ください。

(URL: <https://www.pigeon.co.jp/ir/assets/pdf/20170314tyuukei.pdf>)

また、統合報告書や報告書(HEART REPORT)等の株主・投資家の方向けの資料において、その進捗についても報告しております。これらの資料も当社ホームページに掲載しております。(URL: <https://www.pigeon.co.jp/ir/library/>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

上記の「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金から構成されております。基本報酬の額については、年度ごとの当社グループの連結業績(連結売上

高および連結営業利益)を指標とし、その達成度に基づき、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内(年額5億円)において、取締役会で決定しております。また、退職慰労金については、当社「役員退職慰労金規程」により算出し、株主総会において、支給金額を個別に明示したうえで議案を付議し、議案可決というプロセスを経て決定しております。

社外取締役、常勤監査役および社外監査役の報酬は経営に対する独立性の一層の強化を図ることを目的として固定報酬のみとしております。なお、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内(年額1億円)において、監査役の協議により決定しております。

なお、当社は、平成30年12月3日開催の取締役会において、役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置すること、さらに、役員報酬ポリシーの策定について決議いたしました。前記報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とし、さらに、独立社外取締役を委員長として構成され、年2回以上開催し、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。

また、社外からの客観的視点および役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向および経営状況等を考慮し、報酬制度の内容についての検討を行います。

役員報酬ポリシーの概要は以下のとおりです。

< 役員報酬の基本方針 >

当社の取締役の報酬(以下、本ポリシーにおいて「役員報酬」という)は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をもとに、以下を基本方針とします。

1. 当社グループの中長期的な「企業価値向上経営」に資するものであること
2. 「Pigeon Way」に基づき、「Global Number One」の実現に向けて、優秀な経営人材の確保に資するものであること
3. 独立性・客観性・透明性の高い報酬制度とし、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

< 報酬水準 >

役員報酬の水準は、当社の経営環境および外部のデータベース等による同業他社(製造業)や同規模の主要企業をピアグループとして水準を調査・分析したうえで、上記役員報酬の基本方針に基づき、設定します。

< 報酬構成 >

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役位に応じた「基本報酬」、短期インセンティブ報酬としての「賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」で構成されます。なお、社外取締役および監査役の報酬は、「基本報酬」のみで構成されます。

()平成31年4月開催予定の株主総会の承認を経て、株式報酬を導入するとともに、退職慰労金制度を廃止する予定です。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

< 経営陣幹部の選解任方法 >

経営陣幹部の選解任は、代表取締役が、候補者の経験、見識、人格などに加え、ピジョングループ企業価値向上への貢献度合いを総合的に勘案し、社外取締役の意見も考慮したうえで、取締役会に諮り決定しております。

今後におきましては、より客観的な視点で選解任基準を明確にすることを検討してまいります。

< 取締役候補の指名方法 >

取締役候補の指名は、候補者の経験、見識、人格などを総合的に勘案して代表取締役が推薦し、取締役会で決定したうえで株主総会に付議してまいります。

< 監査役候補の指名方法 >

監査役候補については、取締役会が推薦する候補者を監査役会において審議し、監査役会の同意を得たうえで株主総会に付議してまいります。社外監査役には公認会計士や弁護士等の財務や法務など企業活動に対する見識豊富な人材を候補者としております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役および監査役個々の選任理由については、当社ホームページに掲載しております第61期定時株主総会招集ご通知(株主総会参考書類)(URL: https://www.pigeon.co.jp/ir/assets/pdf/180404_syousyuu.pdf)、第59期定時株主総会招集ご通知(株主総会参考書類)(URL: https://www.pigeon.co.jp/ir/assets/pdf/160405_syousyuu.pdf)および下記の【監査役関係】会社との関係(2)の選任の理由をご参照ください。

また、経営陣幹部を解任した場合は、随時、適切な方法により開示します。

4. 取締役会等の責務

(補充原則4 - 1 - 1)

当社取締役会は、法令および定款による取締役会の専決事項とされる事項ならびに「取締役会規則」に定める重要案件の決定または報告をしております。取締役会における決議事項および取締役会への報告事項については、具体的に取締役会規則およびその他の社内規程において定めております。

また、当社は取締役会、監査役会制度に加え、代表取締役社長を議長とする経営会議や内部監査制度によりコーポレート・ガバナンスを構築しております。取締役会は業務執行を兼務しない社内・外取締役および監査役を含む構成とし、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、持続的成長の実現と確固たる経営基盤の確立のために経営の意思決定を合理的かつ効果的に行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行の相互連携を図ることを目指しております。その中で、業務執行の監督機能として社外取締役の役割に期待することは大きく、一層社外取締役の活発な意見を引き出す取締役会の運営を行っております。社外取締役は、当社の経営戦略に対する助言等を行い、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の妥当性の監督の役割を担い、また、社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針、業務分担等に従い取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、当社の社外取締役および社外監査役の独立性基準について以下のとおり定めております。

1. 当社および当社子会社(以下あわせて「当社グループ」という)との関係

現在および過去10年間に、当社グループの役員または従業員ではないこと。

2. 取引先との関係

現在および過去3年間に、以下の(1)および(2)に該当しないこと。

- (1) 当社グループの主要な取引先((注1))(当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員)。
- (2) 当社グループを主要な取引先としている((注2))者(その者が法人である場合にはその役員または従業員)。

3. 株主との関係

現在および過去3年間に、当社の主要株主((注3))(当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員)ではないこと。

4. 顧問、コンサルタントとの関係

現在および過去3年間に、以下の(1)および(2)に該当しないこと。

- (1) 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員。

(2) 上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他のコンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭((注4))その他財産上の利益を得ている者。

5. 寄付先との関係

現在および過去3年間において、当社グループから多額の寄付((注5))を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと。

6. 近親者との関係

上記1. から5. に該当する者(重要でない者を除く。)の近親者((注6))ではないこと。

(注1) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結総売上高の2%以上を占める場合をいう。

(注2) 当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結総売上高の2%以上を占める場合をいう。

(注3) 主要株主とは総議決権の10%以上を保有(間接保有を含む)する株主をいう。

(注4) 多額の金銭とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の2%以上をいう。

(注5) 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上または連結総売上高もしくは総収入の2%のいずれかが高いほうの額を超える寄付をいう。

(注6) 近親者とは、配偶者または2親等以内の親族をいう。

(補充原則4-11-1)

取締役候補者の指名は、取締役会全体の経験、能力のバランスに配慮し、当社定款で定める人数の範囲内で、候補者の経験、見識、人格などを総合的に勘案して代表取締役が推薦し、取締役会で決定します。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況は、社外取締役および社外監査役を含め、毎年定時株主総会招集ご通知、有価証券報告書にて開示を行っております。なお、兼務の件数については、如何に当社の取締役・監査役として役割・責務に関わることが出来るかという実質的観点から重要であることから、形式的に件数の制限を設けることはしていません。事前に取締役会年間開催予定回数(61期(平成30年1月期)取締役会9回)を提示したうえで、その出席が可能になるように調整を行っております。

(補充原則4-11-3)

当社における取締役会のあり方や運営方法をより良い方向に改善していくために、社外取締役からの意見・助言等を聞く機会を設けて反映するようにしており、現状、取締役会においては社外取締役および社外監査役を含めた取締役会出席者による活発な議論を行っております。なお、アンケートや第三者評価を含め、当社における取締役会の実効性評価の適切な実施方法および評価基準に関して引き続き検討を続けてまいります。

(補充原則4-14-2)

取締役および監査役は、期待される役割・責務を適切に果たすため、各種社外セミナーに参加することをはじめ各自の職務の執行に必要な知見を得るため研鑽しております。なお、当社の常勤監査役2名は公益社団法人日本監査役協会に加入しており、その中においても監査に関する最新の情報を収集しております。

また、当社では、個々の取締役および監査役がその役割責務を果たすことに適したトレーニングの必要がある場合には、それを支援します。

5. 株主との対話

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主の皆様との相互理解のための対話を重視しており、コーポレートコミュニケーション室が代表取締役社長、担当執行役員と対応方法を検討し、適切に対応しております。また、決算説明会、報告書(HEART REPORT)、当社ホームページによる情報開示等の実施により、株主の皆様当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただく活動を実施しております。

なお、当社では基本的に年に2回、実質株主判明調査を実施し、株主構成の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,875,700	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,439,400	5.29
JP MORGAN CHASE BANK 385164	3,300,800	2.71
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	3,077,300	2.52
ワイ.エヌ株式会社	3,000,000	2.46
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,694,189	2.21
仲田 洋一	2,638,804	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,326,400	1.91
日本証券金融株式会社	2,108,600	1.73
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,947,619	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

以下の大量保有報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は株主名簿によっております。

- 1) マフェューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーから平成28年12月9日付で提出され、6,622千株保有している旨が記載されている大量保有報告書(変更報告書)
- 2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である3社から平成30年11月5日付で提出され、5,447千株保有している旨が記載されている大量保有報告書(変更報告書)
- 3) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社およびその関係会社である2社から平成30年11月22日付で提出され、6,720千株保有している旨が記載されている大量保有報告書(変更報告書)
- 4) ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその関係会社である1社から平成30年11月27日付で提出され、13,073千株保有している旨が記載されている大量保有報告書(変更報告書)
- 5) ブラックロック・ジャパン株式会社およびその関係会社である7社から平成30年12月6日付で提出され、6,844千株保有している旨が記載されている大量保有報告書
- 6) マフェューズ・インターナショナル・ファンズから平成30年12月14日付で提出され、4,836千株保有している旨が記載されている大量保有報告書(変更報告書)
- 7) 三井住友信託銀行株式会社の関係会社である2社から平成30年12月20日付で提出され、6,233千株保有している旨が記載されている大量保有報告書
- 8) JPMorgan Asset Management株式会社およびその関係会社である3社から平成30年12月20日付で提出され、6,123千株保有している旨が記載されている大量保有報告書

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社および上場子会社は有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
新田孝之	他の会社の出身者													
鳩山玲人	他の会社の出身者													
岡田英理香	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田孝之		独立役員に指定しております。 (重要な兼職の状況) みさき投資株式会社パートナー	経営コンサルティング会社および投資運用会社における豊富な経験で培った企業経営に関する高い知見を有しており、資本効率を意識した株主重視の経営の観点から当社の経営戦略に対する助言等を通じて、コーポレート・ガバナンスの向上のために社外取締役として職務を適切に遂行していただいていることから、社外取締役に選任いたしました。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。

鳩山玲人	独立役員に指定しております。 (重要な兼職の状況) 株式会社鳩山総合研究所代表取締役 LINE株式会社社外取締役 トランス・コスモス株式会社社外取締役	事業会社における海外事業戦略策定およびその遂行にあたっての豊富なマネジメント経験と高い知見を有しており、当社の経営戦略に対する助言等を通じて、コーポレート・ガバナンスの向上のために社外取締役として職務を適切に遂行していただいていることから、社外取締役に選任いたしました。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。
岡田英理香	独立役員に指定しております。 (重要な兼職の状況) 一橋大学大学院教授 株式会社りそな銀行社外取締役	過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、銀行や企業において投資銀行業務やファイナンス業務の経験を有するとともに、大学・大学院において長年消費行動の研究に携わり、マーケティングについて高度な専門知識を有しております。これらの豊富な経験および高度な知見を活かし、当社の経営戦略に対する助言等を通じて、コーポレート・ガバナンスの向上のために社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに社外取締役に選任いたしました。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、平成30年12月3日開催の取締役会において、役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とし、かつ、委員長を独立社外取締役とする任意の報酬委員会を設置することを決議し、同日同委員会を開催しました。同委員会は、年2回以上開催することとしており、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点および役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向および経営状況等を考慮し、報酬制度の内容についての検討を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門および会計監査人は、定期的な報告会のほか必要に応じて随時情報・意見交換を行うなど、相互の連携を図っております。

社外監査役2名を含む4名の監査役会は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書

類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社の重要な課題等について報告を受けるとともに、社内から聴取した情報等について、監査役からフィードバックをするなど意見交換を行っております。また、内部統制については、内部監査部門として監査室(6名)を設置し、年間計画に基づき当社グループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査し、課題解決に向けた継続的な改善提案をトップに進言し、それを受けて改善していくというPDCAサイクルを織り込んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
西山 茂	公認会計士														
出澤 秀二	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西山 茂		独立役員に指定しております。 (重要な兼職の状況) 早稲田大学大学院教授 ユニプレス株式会社社外取締役・監査等委員 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 株式会社リコー社外監査役 株式会社マクロミル社外取締役・監査委員	大学院教授および公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行うなど、社外監査役としての独立的な立場において中立、客観的に職務を適切に遂行していただいております。また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任いたしました。 さらに、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。

出澤 秀二	独立役員に指定しております。 (重要な兼職の状況) 出澤総合法律事務所代表弁護士 株式会社ファンコミュニケーションズ社外 監査役	弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行うなど、社外監査役としての独立的な立場において中立、客観的に職務を適切に遂行していただいております。また、弁護士として法律関係の高度な専門知識と豊富な経験を有しており、企業法務にも精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任いたしました。さらに上場管理等に関するガイドライン3-5、(3)の2に規定する要件および有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号等に規定する要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから独立役員に指定しております。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員(社外取締役3名、社外監査役2名)を全て独立役員に指定しております。

平成30年1月期(平成29年2月1日～平成30年1月31日)における主な活動は以下のとおりです。

新田 孝之

当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、経営コンサルティング会社および投資運用会社における経験で培った企業経営に関する高い知見をもって、当社の経営戦略およびコーポレートガバナンスの向上につながる助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性を監督しております。

鳩山 玲人

当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、事業会社における海外事業戦略策定およびその遂行にあたっての豊富なマネジメント経験と高い知見に基づいて、当社の経営戦略およびコーポレートガバナンスの向上につながる助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性を監督しております。

岡田英理香

平成30年4月26日開催の当社第61期定時株主総会において社外取締役に選任され、就任いたしました。

西山 茂

当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に、監査役会6回のすべてに出席し、国内グループ会社監査役連絡会議にも参加して同グループ会社の監査に関する報告を受け、大学院教授および公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の適法性の監査を行っております。

出澤 秀二

当事業年度に開催された取締役会9回および監査役会6回のすべてに出席し、国内グループ会社監査役連絡会議にも参加して同グループ会社の監査に関する報告を受けるとともに、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の適法性の監査を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新
--

計画、業績の推移を勘案し、ストックオプションの実施実績があります。
また、平成31年4月開催予定の株主総会の承認を経て、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とする株式報酬制度を導入予定です。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第61期(平成30年1月期)における当社の取締役および監査役に支払った報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役10名 402百万円(うち社外取締役2名 21百万円)
監査役 4名 67百万円(うち社外監査役2名 16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額を年額100百万円とする決議をいただいております。その限度額の範囲内で、それぞれの職責に応じた報酬水準としております。取締役報酬については、業績連動の基本報酬と退職慰労金から構成され、基本報酬の額については、年度ごとの当社グループの連結業績(連結売上高および連結営業利益)を指標とし、その達成度により決定しております。また、取締役に対する退職慰労金については、当社「役員退職慰労金規程」により算出し、平成25年4月25日開催の第56期定時株主総会より贈呈金額を個別に明示したうえで議案を付議することとしており、金額の算定方法は同規程に定める基準に従っているため、恣意性が入る余地はありません。なお、社外取締役の報酬については固定報酬のみで退職慰労金制度はありません。

監査役報酬については、平成25年4月25日開催の第56期定時株主総会終結の時より、経営に対する独立性の一層の強化を図ることを目的に退職慰労金制度を廃止し固定報酬のみとしております。なお、社外監査役には、従来より退職慰労金制度はありません。

なお、平成30年12月3日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置、役員報酬ポリシー策定について決議しております。今後、平成31年4月開催予定の株主総会の承認を経て、株式報酬を導入するとともに、退職慰労金制度を廃止する予定です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の議事内容に関わる資料を事前に送付し、必要に応じて、取締役会の事務局である経営企画本部または担当部門から説明を行っております。

社外監査役に対しては、監査役会等の機会や必要に応じて、常勤監査役から、経営会議の議事内容、内部監査報告会の内容等について説明を行っております。

なお、当社の社内規程において、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を取締役会に要請できる旨が規定されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

代表取締役を退任した後も業界団体の役員として業務を遂行することなどもあり有期(2年間)・非常勤での顧問制度は存在しておりますが、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

現在の経営体制は取締役11名(男性10名、女性1名・日本人10名、外国人1名)、うち社外取締役は3名、監査役4名(全て男性・日本人)、うち社外監査役は2名となっております。当社では、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し持続的な成長と確固たる経営基盤の確立のために、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。また、平成12年より業務執行機能を強化するために業務の執行責任を担う執行役員制度を導入し、さらに平成24年4月には、経営の意思決定・監督機能(ガバナンス)と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の業務執行責任を明確にするため、委任型執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督する権限を有しており、取締役会長を議長として開催し、法令、定款および取締役会規則に定めた事項(経営目標、経営戦略など重要な事業執行戦略)についての決定を行っております。また、社外取締役および社内、社外双方の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の監督機能を強化しております。

社外取締役は、当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の妥当性およびコーポレート・ガバナンスの向上のための役割を担っております。

また、代表取締役社長を議長とする経営会議を原則として毎週開催し、現場に立脚した視点で課題の早期解決を図っております。本会議には監査役も出席し、意見を述べるなど監督機能の充実に努めております。社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会等重要会議への出席、取締役からの聴取や重要決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施し

ております。そしてまた、代表取締役社長と定期的にミーティングを行い、会社の重要な課題等についての報告を受けるとともに率直な意見交換も行っております。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役および社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額です。

また、内部監査機能として、監査室(6名)を設置しております。監査室は年間計画に基づいて、子会社を含む当社グループ全体の各部門に対し内部監査を定期的実施しております。監査結果については、全ての取締役および監査役へ報告され、評価と継続的な改善提言がP D C Aサイクルにより実施されております。

監査役、監査室および会計監査人は、定期的な報告会のほかに必要に応じて随時情報交換、意見交換を行うなど、相互に連携を図っております。当社第61期(平成30年1月期)の会計監査業務を執行した公認会計士は業務執行社員の加藤真美氏および鶴飼千恵氏であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しております。なお、第61期第1四半期の四半期レビューについては、加藤真美氏および田所健氏が業務を執行し、その後、加藤真美氏および鶴飼千恵氏に交代しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上場以来、取締役会と監査役会によりなる現在の経営形態のもとコーポレート・ガバナンスの向上を図ってまいりました。今日に至るまでこの体制で順調に業績を伸ばしてまいりましたので、この体制は効果的に機能してきたと考えております。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、平成27年4月28日開催の第58期定時株主総会において社外取締役を1名選任し、また平成28年4月27日開催の第59期定時株主総会および平成30年4月26日開催の第61期定時株主総会においてそれぞれ社外取締役を1名増員し、現在社外取締役3名を選任しております。

また、監査役会設置会社として監査役4名(うち社外監査役2名)を選任しており、取締役会の意思決定の適法性を監督しております。会社法上、監査役には、取締役会への出席・意見陳述権限、業務・財産の調査権限など取締役を監査・監督するための強い権限が付与されており、また、4年の任期が保証されております。また、社外監査役の2名は株主の視点から、監査役の法的な役割である適法性について監督するにとどまらず、企業価値向上の視点から経営判断に対する妥当性についての助言をするなど監督機能を十分果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使の環境向上を図るために、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社および東京証券取引所のホームページに掲載しております。
その他	株主総会開催の約1ヵ月前に当社および東京証券取引所のホームページに招集通知(日本語・英語)を掲載し、当社ホームページにおいて議決権行使結果(日本語・英語)を開示しております。 また、株主総会開催時間中の手話通訳対応、臨時託児所の設置など、より多くの株主の皆様に参加いただける株主総会運営を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてディスクロージャー・ポリシーを掲載しております。以下URLをご参照ください。 https://www.pigeon.co.jp/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会は第2四半期および期末決算時の年2回代表取締役社長参加にて実施しております。またスモールミーティングや個別ミーティングは随時実施しており、代表取締役社長または取締役副社長が参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、国内外において証券会社主催のカンファレンスに参加しており、代表取締役社長が同席する場合があります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにはIRサイトを作成し、日本語(https://www.pigeon.co.jp/ir/)および英語(https://www.pigeon.com/ir/)にてIR資料を開示しております。 IR資料として、決算短信、決算説明会資料、統合報告書、ファクトブック、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知、本報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室を設置しIR活動を推進しております。責任者は執行役員経営企画本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、コンプライアンス(法令および企業倫理の遵守)経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定め、その中に明記しております。</p> <p><企業倫理指針></p> <p>1. ビジョンは、社是「愛を生むは愛のみ」のもと、企業活動のあらゆる場面において、常に高い倫理観をもち、コンプライアンス重視の経営を推進し、企業としての社会責任を果たします。</p> <p>2. ビジョンは商品およびサービスの提供を通じ、良き企業市民として常に社会との調和を図り、広く社会貢献を推進します。</p> <p>3. ビジョンは、あらゆる企業活動において、限りある地球環境に配慮し、環境対策に積極的に取り組みます。</p> <p>4. ビジョンは、いかなるときも社員の人權・個性を尊重し、差別のない平等で働きがいのある職場環境を確保するとともに、公正な評価による自己実現の場を提供します。</p> <p>5. ビジョンは、企業活動において公正かつ自由な競争を行い、健全なるビジネスの成長を目指します。</p> <p>6. ビジョンは、企業情報および会社資産を適切に管理し、効率的な経営を推進します。</p> <p>7. ビジョンは、株主のみならず広く社会に対してコミュニケーションを図り、企業情報を適時に公開し、透明性の確保に努めます。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>ビジョングループでは多くの事業所および関連会社にてISO-14001(環境マネジメントシステム)を認証取得し、「環境活動」を単に一時的な環境負荷低減活動としてだけでなく、PDCAによるスパイラルアップを前提としたマネジメントシステムとして取り組んでおります。国内においては筑波事業所およびPHP兵庫株式会社、海外においてはPIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.、THAI PIGEON CO.,LTD.およびPIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI)CO.,LTD.がISO-14001を認証取得しております。</p> <p>さらに、昭和61年から毎年継続して「赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を実施しており、これまでに13万本以上の木を植えてまいりました。この活動は親子の一生の思い出作りをお手伝いするのみならず、森林保護による環境保全の一助にもなり、同時に地球環境保全の啓蒙活動にもささやかながら貢献しているものと考えております。</p> <p>また、中国においては、平成20年の四川大地震で被害にあった小学校への支援をきっかけに、教育環境の整っていない地域への学校の建設・寄贈を毎年継続しており、今後も1年に1校の学校の寄贈を計画しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>上記の企業倫理指針のもとに定められた行動規範において、以下のとおり、ステークホルダーに対する情報提供に関する当社の姿勢を明記しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の開示は、会社法、金融商品取引法をはじめ関係規則を遵守し、適時・適切に行います。 ・当社が保有する企業機密や契約によって秘密保持義務が課されている情報を除き、ステークホルダーに対し、正確でタイムリーな開示に努め、企業活動の透明性を維持します。 ・広報活動を通じて常に社会とのよきコミュニケーションを図るとともに、開示した情報に対する批判・意見等は真摯に受け止めて企業活動に生かします。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築に関する基本方針を決定しております。

- 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役等および従業員の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は社是「愛を生むは愛のみ」および経営理念「愛」のもと「使命」「基本となる価値観」「行動原則」「ビジョン」からなる「Pigeon Way」を策定している。その心と行動の拠り所に基づきコンプライアンス関連規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置付けている。
 - (2)当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括するため、人事総務担当取締役を議長とするコンプライアンス会議（外部弁護士を含む）を設置し、コンプライアンス上の課題を審議するとともに問題点の把握に努める。
 - (3)社内通報制度として「スピークアップ窓口」、取引先通報制度として「ビジョン・パートナーズライン」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内外で問題が発見された場合には、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を実施する。なお、当該内容は、上位会議（経営会議または取締役会）に報告されるものとする。
 - (4)反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、人事総務担当取締役が統括し、文書管理規程に従い情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社グループのリスクマネジメント対応を体系的に定めるリスクマネジメント推進委員会規則に基づき、代表取締役社長のもとに、グループ全体のリスク管理に関する総括責任者としてリスクマネジメント推進委員長をおく。リスクマネジメント推進委員会は当社グループ内のリスクを識別・評価し、その対応策を検討する。なお、海外拠点は地域ごとにリスクマネジメント推進委員会を設置し、リスクの識別・評価および対応策の立案を行う。また、本部長は主管する子会社のリスクを管理する。
 - (2)リスクカテゴリーごとに責任部署を明確化し、継続的な監視をする。リスクカテゴリーは、「事業リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「コンプライアンスリスク」とする。
 - (3)内部監査部門は、経営企画担当部門、経理財務担当部門および人事総務担当部門と連携して、各部門のリスク管理の状況を監査する。
 - (4)大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、事業継続計画(BCP)に基づき速やかに危機対策本部を設置し、損失の極小化および復旧に向けて対応する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (1)中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。
 - (2)取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、会社は、経営戦略に対する助言と意思決定の客観性およびコーポレートガバナンスの向上を目的として社外取締役を選任する。さらに社外取締役による問題提起を含め社内外の取締役および監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、委任型執行役員制度および執行役員制度により経営の意思決定・監督機能と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の執行責任を明確化する。
 - (3)取締役会の機能を強化、充実させるため、全常勤取締役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。
- 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)経営企画担当部門がグループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。なお、子会社管理に関する事項は、グループ会社管理規程による。
 - (2)本部長は、主管する子会社の取締役に対し業務執行状況を適宜確認し、四半期ごとに子会社の業績および業務執行状況を当社の取締役会に報告する。
 - (3)監査役は、定期的の子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。なお、当社および子会社の監査役は必要に応じて監査役連絡会を実施する。
 - (4)内部監査部門は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。
 - (5)財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項
監査役の求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。また、監査役の補助者への指示は取締役から独立して行われるものとし、補助者は監査役の指示に基づきその業務を行う。
- 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役・監査役等および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役および従業員は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。
 - (2)監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
 - (3)取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営企画担当部門より監査役に通知される。
 - (4)当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、当社グループに著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。なお、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。
 - (5)会社は、監査役または監査役会から監査役の職務の執行について生じた合理的な費用または償還の請求があった場合はすみやかに処理をするものとする。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の会社の支配に関する基本方針（以下「本基本方針」という）を定め、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会の決議により承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入していましたが、法制度の改正等により株式の大規模買付行為に関する手続が一部整備された状況も勘案し、中期経営計画を着実に実行していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと判断し、平成23年3月7日開催の取締役会の決議により、平成23年4月27日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって本基本方針を廃止し、本プランは有効期限が満了いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式の取引や異動の状況を把握し、万一大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が出現した場合、当社の社外監査役および社外専門家等の意見等を慎重に考慮のうえ、当該大規模買付者の提案内容の評価を行い、必要に応じて当該大規模買付者との交渉を行うものとしております。さらに、もしすみやかな措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する恐れがあると合理的に判断されるときには、株主の皆様から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、大規模買付者に対して情報開示を積極的に求め、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法、金融商品取引法その他関係法令の許容する範囲内において最も適切と考えられる具体的な対抗策の要否および内容等をすみやかに決定し、実行する措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）について決議いたしました。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築およびその他の対応については、監査室および経理財務本部その他関係部門が連携して活動しております。

当社は、代表取締役社長のもとに設置された「リスクマネジメント推進委員会」の下に以下の関連委員会を配備しております。

- ・コンプライアンス会議
- ・情報セキュリティ委員会
- ・個人情報保護委員会
- ・QC会議

リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスクマネジメントは、代表取締役社長のもとに設置された「リスクマネジメント推進委員会」により運営されております。当社グループを取り巻くさまざまなリスクを「事業リスク」、「財務リスク」、「ハザードリスク」、「コンプライアンスリスク」として位置づけ、リスクマネジメント体制を強化しております。また、大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、損失の極小化および復旧に向けて対応することを目的として、すみやかに危機対策本部を設置できるように実効性のある体制を構築しております。リスクマネジメント推進委員会は、人事総務本部担当取締役を委員長、各本部長を委員として年に1回および必要に応じて開催しております。また、同委員会で識別・評価された当社グループを取り巻くさまざまなリスクの内容およびその対応策は毎年取締役会へ報告されます。さらに、海外におけるリスクについてもグローバルな視点で識別・評価および対応策の立案を行っております。

なお、コンプライアンスについては「コンプライアンス会議」、情報セキュリティについては「情報セキュリティ委員会」、個人情報については「個人情報保護委員会」、品質管理については「QC会議」をそれぞれ設置し、活動内容と方針がリスクマネジメント推進委員会へ報告されております。

コンプライアンス

当社グループのコンプライアンス体制は、私たちの“心”と“行動”の拠り所であり、すべての活動の基本となる「PigWay」のもと「コンプライアンス会議」によって運営されております。また、コンプライアンス経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定めております。さらに企業倫理指針に基づき、当社グループ社員一人ひとりが、すべての法令、社会規範およびその精神を遵守し、より高い倫理観をもって誠実に行動する行動規範を宣言し、ステークホルダーからの厚い信頼を得るための指針としております。このように当社グループでは、企業の理念と経営者の価値観をグループ会社のすべての社員に伝え続けることが重要であると考え、代表取締役はじめ役員全員が率先垂範してその精神の徹底を図ることとしております。

グループ会社に対しては、経営企画本部が監視、報告体制確保という観点から現状を検証することが可能な体制を整備し、グループ横断的な対応をしております。

また、コンプライアンスの教育についてはeラーニング、海外グループ会社における企業倫理教育の実施などにより実効性を高めております。さらに、日常の業務に係る発生すると思われるコンプライアンスに関する内容を取り上げ、その考え方、対応方法等を理解する目的で全社員に向けて「ビジョンコンプライアンス通信」を月1回配信しております。これと併せ、コンプライアンスに対する社員の意識および知識を把握し、コンプライアンスリスクの芽を早めにつむことを目的としてアンケート形式にて回答する「コンプライアンスセルフチェック」も実施しております。このコンプライアンスセルフチェックをもとに、管理職が自部署におけるコンプライアンス自主点検を行い、コンプライアンスミーティングを開催するなど職場での教育および啓発に努めております。

さらに、社内通報制度として「スピークアップ窓口」を、取引先通報制度として「ビジョン・パートナーズライン」を設置しております。社内外で問題が発見された場合には、その連絡者・相談者の保護を十分に配慮したうえでコンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を進めるなど問題点の早期解決を図る体制を整えております。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性にも留意しております。

なお、コンプライアンス教育の内容および社内通報制度の通報内容につきましては、毎年取締役会および監査役会に報告されております。

個人情報および情報セキュリティ

当社グループは商品、サービス、情報をお客様にお届けするうえで情報セキュリティと個人情報保護を重要課題の一つとして位置付け、その管理強化に取り組んでおります。個人情報については「個人情報保護委員会」、情報セキュリティについては「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催し社内管理体制を整備しております。なお、個人情報の保護体制については、平成17年7月に「プライバシーマーク制度」を運営する財団法人日本情報処理開発協会（現 一般財団法人日本情報経済社会推進協会）より、JIS Q 15001:1999「個人情報保護に関するコンプライアンス・プロ

グラムの要求事項」(規JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム)に準拠して個人情報を適正に取り扱っている事業者であることの証として「プライバシーマーク」の付与認定を受け、平成19年、平成21年、平成23年、平成25年、平成27年および平成29年にその認定を更新しております。

IR活動

IR活動においては、年2回の決算説明会、中期経営計画説明会、個人投資家向け説明会やホームページの充実(日本語版、英語版)、さらに代表取締役社長、取締役副社長、取締役専務執行役員、取締役上席執行役員、社外取締役による国内外IR活動などを通して経営内容の透明性、信頼性を高める目的で、機関投資家をはじめ株主の皆様に対するIR活動を積極的に推進し、迅速かつ正確な情報開示に努めております。

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係わる社内体制

当社グループの情報開示に対する基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しております。(<https://www.pigeon.co.jp/disclosure.html>)

加えて、本ポリシーの精神を実現するべく、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報(以下「経営関連情報」という)の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、当社グループにおいて「ディスクロージャー規程」を制定しております。

・ディスクロージャー規程の目的

本規程は、ビジョングループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。

ディスクロージャー規程に基づき、当社グループにおける経営関連情報の報告体制を構築しております。また連結子会社に関する経営関連情報については、各社規程に基づき、各社から当社への経営関連情報の報告体制を構築しております。

< ディスクロージャー規程 >

- (1) 当社グループに関する重要な情報を、その内容や重要性により「法令開示情報」「個別開示情報」「その他の重要な情報」に分類し、経営関連情報として定義する。
- (2) 四半期ごとの決算発表、役員人事、その他当社グループに係わる重要な情報の開示に関しては取締役会決議後すみやかに情報開示を行う。尚、情報開示に関する主管は経営企画本部コーポレートコミュニケーション室が担当する。
- (3) ディスクロージャー・ポリシーの精神に則った経営関連情報の開示統制手続を定めている。法令開示情報については原則として、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、同取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示し、そのうえで遅滞なく報道機関への発表およびその他法令・諸規則の定める開示手続を行う。尚、当該情報は、開示後すみやかに当社ホームページに掲載する。
- (4) 特定の第三者のみへの経営関連情報の開示を原則として禁じ、もしそのような開示が行われた場合は、遅滞なく当社ホームページにその内容を掲載するなどの方法により、当該情報の開示を行うことを定める。
- (5) 各四半期の終了日から当該四半期の業績の発表日までの間を沈黙期間とし、当該四半期の決算に関する対外的コメントおよび問合せへの回答は原則として行わないこととする。

2. 適時開示に係わる社内体制のチェック機能

・当社では内部監査部門として、当社の内部統制の整備および内部監査を所轄する監査室を設置し、グループ各社の内部統制の整備および内部監査体制の向上を図っております。

・株主・投資家の皆様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーへの公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するために、当社グループにおける情報開示プロセスに係わる内部統制について監査室が定期的に内部監査を実施しております。内部監査の結果は代表取締役社長および監査役会へ報告されております。

